

**青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

青梅市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「もしくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。